国立大学法人東京農工大学病原性微生物等安全管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学病原性微生物等安全管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学病原性微生物等安全管理規程		
平成18年9月25日		
18教規程第29号		
第1条 省略	第1条 省略(現行どおり)	
第2条 省略	第2条 省略(現行どおり)	
(適用範囲)	(適用範囲)	
第3条 本規程中、第2章から第4章に定める規程は、特段の定	第3条 省略(現行どおり)	
めがある場合を除き、本学において取り扱うレベル2以上の病		
原性微生物について適用する。なお、植物・昆虫に危害を及ぼ		
す病原性微生物等の取り扱いについては、本規程では取り扱わ		
ないものとする。		
(第2項新設)	2 家畜伝染病予防法施行規則に定める監視伝染病病原体の安全管理に	
	ついては、国立大学法人東京農工大学家畜伝染病発生予防規程によるも	
	<u>のとする。</u>	
第4条~第29条 省略	第4条~第29条 省略(現行どおり)	
附則省略	附 則 省略(現行どおり)	
別表 1 ~ 5 省略	別表 1 ~ 5 省略(現行どおり)	

附 則(23教規程第47号)

この規程は、平成23年11月21日から施行し、平成23年10月1日から適用する。